

令和4年度

芽室町人事行政の運営等の状況

令和5年9月
総務課総務係

1. 職員の任免及び職員数に関する状況(条例第2条第2号関係)

(1)採用及び退職の状況

① 職員の採用に関する状況

(単位:人)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
正職員	8	5	2	15
再任用職員	2	0	0	2
会計年度任用職員(フルタイム)	2	5	0	7
計	12	10	2	24

※任期更新による継続雇用は除く

② 職員の退職に関する状況

(単位:人)

区分	退職					免職		計
	定年	勧奨	普通	任期満了	死亡	分限	懲戒	
正職員	8	1	6	1	0	0	0	16
会計年度任用職員(フルタイム)	0	0	0	4	0	0	0	4
計	8	1	6	5	0	0	0	20

※任期更新による継続雇用は除く

(2)年齢別構成(令和4年4月1日現在)

(単位:人)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
正職員	4	21	24	27	30	30	31	31	36	39	32	4	309
会計年度任用職員(フルタイム)	0	1	3	2	3	0	3	5	0	3	4	9	33
計	4	22	27	29	33	30	34	36	36	42	36	13	342

(3)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

【正職員】

(単位:人)

区分 部 門	職 員 数		対前年増減比	令和4年度の主な増減理由
	令和3年度	令和4年度		
普通会計	議会	3	3	0
	総務	48	47	▲1
	税務	11	11	0
	農林	18	17	▲1
	商工	11	10	▲1
	土木	16	16	0
	民生	42	43	1
	衛生	11	12	1
	教育	21	21	0
	小計	181	180	▲1
公営企業等会計	病院	114	113	▲1
	水道	4	4	0
	下水道	3	3	0
	その他	10	9	▲1
合計	312	309	▲3	(定数:335)

【会計年度任用職員(フルタイム)】

(単位:人)

区分 部 門	職 員 数		対前年増減比	令和4年度の主な増減理由
	令和3年度	令和4年度		
普通会計	議会	0	0	0
	総務	1	1	0
	税務	0	0	0
	農林	0	0	0
	商工	0	0	0
	土木	0	0	0
	民生	13	14	1
	衛生	0	0	0
	教育	15	18	3
	小計	29	33	4
公営企業等会計	病院	0	0	0
	水道	0	0	0
	下水道	0	0	0
	その他	0	0	0
合計	29	33	4	

2. 人事考課の状況

(1) 人事考課の実施状況(令和4年度)

区分	実施時期
上期人事考課	令和4年10月
下期人事考課	令和5年3月

(2) 給与等への反映状況

対象職員	区分	反映内容
課長職	勤勉手当	考課結果に応じて、期末手当支給率を0.10～▲0.10の範囲内で反映
課長補佐職	勤勉手当	考課結果に応じて、期末手当支給率を0.10～▲0.10の範囲内で反映

3. 退職管理の状況

(1) 退職管理の実施状況(令和4年度)

①整備済み例規

- (ア) 芽室町職員の退職管理に関する規則(平成28年7月8日規則第37号)
(イ) 芽室町職員の退職管理に係る地方公務員法第38条の2第7項に規定する届出に関する規則
(平成28年8月22日公平委規則第3号)

②再就職者による依頼等の届出状況

実績なし

4. 職員の給与の状況

(1)総括

①人件費の状況(令和4年度地方財政状況調査)

住基台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和3年度人件費率 %
人 18,181	12,881,822	408,629	1,917,402	14.88%	12.33

②給与の状況(令和4年度決算)

区分	職員数	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
(単位) 正職員	人 317	千円 1,289,001	千円 344,169	千円 516,229	千円 2,149,399
会計年度任用職員(フルタイム)	26	58,406	3,051	11,907	73,364
合計	343	1,347,407	347,220	528,136	2,222,763

※職員数は令和5年3月31日現在(決算時)の人数

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

①平均年齢、平均給与月額(令和4年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額
一般行政職	国家公務員	42.7歳	323,711円
	正職員	39.5歳	300,585円
	会計年度任用職員(フルタイム)	47.6歳	174,854円
	町職員平均	43.6歳	237,720円
医師・歯科医師等	国家公務員	52.8歳	507,742円
	町職員	50.4歳	1,290,000円
薬剤師・栄養士等	国家公務員	46.5歳	312,940円
	町職員	43.0歳	312,603円
看護師等	国家公務員	47.7歳	319,817円
	町職員	43.3歳	322,127円

②職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

区 分	町				国
	一般行政職	医師・歯科医師等	薬剤師・栄養士等	看護師等	一般行政職
大学卒	185,200	700,000	191,500	216,000	185,200
短大卒	167,100		170,500	204,900	167,100
高校卒	154,600		155,100	197,000	154,600

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

区分	経験年数	10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
一般行政職	大学卒	223,850	294,847	369,139	399,256
	短大卒	208,586	286,413	339,918	372,900
	高校卒	189,690	251,790	357,182	387,495
医師・歯科医師等	大学卒	1,170,000	1,130,000	0	1,490,000
薬剤師・栄養士等	大学卒	226,860	267,450	337,900	396,300
	短大卒	228,700	298,800	347,500	390,500
	高校卒	0	0	0	385,267
看護師等	大学卒	253,400	293,950	377,257	0
	短大卒	242,800	287,899	356,844	387,760
	高校卒	0	0	0	380,750

(3)級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	0級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
主な役職 及び職務	医師	主事 技師	主事 技師	主任	係長 主査 副主幹	課長補佐 主管	課長 参事	
職員数	10人	36人	38人	76人	76人	47人	27人	310人
構成比	3.2%	11.6%	12.3%	24.5%	24.5%	15.2%	8.7%	100%

(4)職員の手当の状況(令和4年4月1日現在)

種別	支給期	算出基礎	国の制度
期末手当 勤勉手当	6月 12月	(給料月額+扶養手当)×215.0/100 (期末 120.0/100,勤勉 95/100) (給料月額+扶養手当)×215.0/100 (期末 120.0/100,勤勉 105/100) ◎職制上の段階、職務の級による加算措置 6級→給料月額×15/100, 4・5級→給料月額×10/100, 3級→給料月額×5/100 (医療職)医師・5級→給料月額×15/100, 5級→給料月額×10/100, 4・3級→給料月額×5/100	期末手当 (給料月額+扶養手当)×120.0/100 勤勉手当 給料月額×95/100 期末手当 (給料月額+扶養手当)×120.0/100 勤勉手当 給料月額×105/100 ◎職制上の段階、職務の級による加算措置 8級以上→給料月額×20/100, 7・6級→給料月額×15/100, 5・4級→給料月額×10/100, 3級→給料月額×5/100
寒冷地手当	11~3月	地域の区分→1級地 ・世帯主(扶養親族有) → 26,380円×5か月= 131,900円 ・世帯主(扶養親族無) → 14,580円×5か月= 72,900円 ・その他の世帯 → 10,340円×5か月= 51,700円	同 左
時間外休日勤務手当	毎月	1人当たり予算額→給料年額×6% (一般会計) 1時間当たり算定基礎 ((給料月額+特勤手当+住居手当(持家のみ)+寒冷地手当)×12月)÷(38.75時間×52週-155時間) ×125/100(平日)、150/100(平日深夜)、135/100(休日)、160/100(休日深夜) 振替取得 ((給料月額+特勤手当+住居手当(持家のみ)+寒冷地手当)×12月)÷(38.75時間×52週)×35/100 ※月あたりの超過勤務時間数が60時間を超過する場合は、超過分の加算率を150/100とする。	1時間当たり算定基礎 ((給料月額+調整手当)×12月)÷(38.75時間×52週) ×125/100、150/100、135/100、160/100 ((給料月額+調整手当)×12月)÷(38.75時間×52週)×25/100 ※月あたりの超過勤務時間数が60時間を超過する場合は、超過分の加算率を150/100とする。
扶養手当	毎月	・配偶者 → 6,500円 ・子1人につき → 10,000円 ・父母等1人につき → 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同 左
管理職手当	毎月	・行政職給料表 課長職→51,900円 補佐職→31,700円 ・医療職給料表(1) 医師→給料月額×20/100 (医員→給料月額×12/100) ・医療職給料表(2) 課長職→51,900円 補佐職→31,400円 ・医療職給料表(3) 課長職→58,500円又は54,200円 補佐職→31,600円	(俸給の特別調整額) 俸給表別、職務の級別、俸給の特区別調整額の区分別に定められた額を支給
当直手当	毎月	病院医師 病院その他 その他 ・宿、日直手当 1回 30,000円 8,400円 6,300円 ・土曜日直手当 1回 15,000円 4,200円 3,150円	・宿、日直手当 勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円~21,000円を支給
住居手当	毎月	・持家 月額 13,000円 ・貸家 ①家賃 17,000円以下の場合 家賃-6,000円=支給額 ②家賃 17,000円を超える場合 (家賃-17,000円)÷2(16,000円限度)+11,000円=支給額(27,000円限度)	・貸家 ①家賃 27,000円以下の場合 家賃-16,000円=支給額 ②家賃 27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)÷2+11,000円 =支給額(28,000円限度)
通勤手当	毎月	①交通機関等利用の場合 ・運賃相当額の支給限度額 55,000円 ②交通用具使用の場合 ・片道 2km以上15km未満の原動機付交通用具使用者 7,100円 ・片道 15km以上20km未満の原動機付交通用具使用者 10,000円 ・片道20km以上25km未満の原動機付交通用具使用者 12,900円 ・片道25km以上30km未満の原動機付交通用具使用者 15,800円 ・片道30km以上の原動機付交通用具使用者 18,700円	①同 左 ②交通用具使用者 ・片道 5km未満 2,000円 ・片道 5km以上10km未満 4,200円 ・片道10km以上15km未満 7,100円 ・片道15km以上20km未満 10,000円 ・片道20km以上25km未満 12,900円 ・片道25km以上30km未満 15,800円 ・片道30km以上35km未満 18,700円 ・片道35km以上40km未満 21,600円 ・片道40km以上45km未満 24,400円 ・片道45km以上50km未満 26,200円 ・片道50km以上55km未満 28,000円 ・片道55km以上60km未満 29,800円 ・片道60km以上 31,600円
児童手当	6月 10月 2月	満15歳年度末までの児童 月額 10,000円 3歳未満及び小学生以下の第3子 月額 15,000円	同 左
単身赴任手当	毎月	・基礎額(交通距離が60Km以上の単身赴任者) 定額 30,000円 ・加算額 職員の住宅から配偶者の住宅までの距離が100Km以上の場合 距離区分 100~300km 300~500km 500~700km 700~900km 900~1100km 支給額 8,000円 16,000円 24,000円 32,000円 40,000円 距離区分 1100~1300km 1300~1500km 1500~2000km 2000km~2500km 2500km以上 支給額 46,000円 52,000円 58,000円 64,000円 70,000円 ※ 基礎額及び加算額については、平成30年4月まで段階的に経過措置あり。	同 左
地域手当	毎月	※道派遣職員が対象 (参考) 札幌市(4級地) (給料月額+扶養手当)×3/100	
特殊勤務手当	毎月	①伝染病防疫業務 日額 500円 ②放射線業務 月額 5,000円 ③夜間看護業務 ・勤務時間が深夜の全部を含む場合 1回 6,800円 ・深夜における勤務時間4時間以上 1回 3,300円 ・深夜における勤務時間2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ・深夜における勤務時間2時間未満 1回 2,000円	

(5)特別職の給与・報酬の状況(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

区分	給料月額	期末手当	
町長	772,000	年間4.3月分(6月2.15月 12月2.15月)	
副町長	649,000		
教育長	583,000		
議長	306,000	在職期間	支給率
副議長	244,000	12か月	100分の410
常任委員会委員長	224,000	6か月以上12か月未満	100分の246
議会運営委員会委員長	224,000	6か月未満	100分の123
議員	204,000		

5. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況

区 分	期 末 手 当
1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分(午前8時45分から午後5時30分まで)
休憩時間	1時間(午後0時から午後1時まで)

※特別な形態で勤務を要する職場は上記によらず規則で別に定めている。

(2)年次有給休暇の取得状況(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

職員1人当たり年間平均取得日数	12日5時間34分
(前年:令和3年1月1日～令和3年12月31日)	(11日6時間59分)

6. 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の件数(令和4年度)

処分事由	降任	降給	免職	休職	計
勤務実績がよくない場合	該当なし				
心身の故障の場合	0	0	0	5	5
職に必要な適確性を欠く場合	該当なし				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	該当なし				
刑事事件に関し起訴された場合	該当なし				
合 計	0	0	0	5	5

※分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことが期待できない場合等に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分を行うことをいいます。

(2) 懲戒処分の件数(令和4年度)

処分事由	降任	降給	免職	休職	計
法令に違反した場合	該当なし				
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	該当なし				
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行があった場合	該当なし				
合 計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる処分をいいます。

7. 服務の状況

(1) 義務免除の件数(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

区分	延べ件数	人数
研修を受ける場合	0件	0人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	194件	78人
上記以外で町長が定める場合	453件	115人
合 計	647件	193人

※職員は、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されています。ただし、町の条例において上記の3項目においては、職務に専念する義務を免除することができるとしています。

(2) 営利企業等の従事許可数(令和4年度)

区分	延べ件数	人数
営利企業等の役員等への就任	0件	0人
営利目的の私企業の経営	0件	0人
報酬を得ての事業若しくは事務従事	23件	15人
合 計	23件	15人

※職員は、営利を目的とする私企業の役員若しくは自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされています。ただし、町の規則により許可基準を定めており、一定の条件を満たした場合に限り許可することができます。

8. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況(令和4年度)

区分	対象	研修名	実施主体等	参加人数
自己啓発	全職員【公募】	芽室町職員チャレンジ・企画提案研修	総務課	3
職場内研修	外部講師	全職員	「大変革時代における公務員の働き方と考え方」研修	総務課
		監督職以下	DXに関する勉強会	総務課
		全職員	ゼロカーボン勉強会	環境土木課
	内部講師	令和4採用職員	新規採用職員ファーストステップ	総務課
		令和4採用職員	新規採用職員セカンドステップ	総務課
		R4昇格者	新管理職・監督職訓話	総務課
職場外研修	採用1年目	十勝管内町村新規採用職員基礎研修	十勝町会	6
	採用2年目	十勝管内町村初級職員研修		8
	採用5年目	中級研修（五年次）研修		8
	採用5年目	北海道技術職員専門研修（5年経過）	北海道建設技術センター	3
	採用10年目	北海道建設技術職員専門研修（10年以上）	北海道建設技術センター	1
	概ね35歳	基礎法令研修（概ね35歳）	北海道市町村職員研修センター	6
	概ね40歳	政策形成・能力開発研修（概ね40歳：主任）	北海道市町村職員研修センター	7
	全職員【公募】	市町村・国際文化アカデミー研修	市町村・国際文化アカデミー	5
	全職員【公募】	日本経営協会（NOMA）研修	日本経営協会	11
	全職員	北海道大学公共政策大学院サマースクール	北海道大学公共政策大学院	3
	全職員【公募】	特産物販売研修	芽室町・芽室町観光物産協会	1
	全職員	友好都市職員交流（揖斐川町）	総務課	1
	該当職員（新1更1）	相談支援従事者資格取得研修	北海道CMネット	2
	該当職員	監督職員研修	十勝定住自立圏広域研修	6
	該当職員	管理職員研修		2
	R4採用職員	接遇研修		6
	公募・指名	文章力向上研修		1
	公募・指名	段取り力養成研修		1
	公募・指名	メンタルヘルス研修（セルフケア）		2
	公募・指名	事業スクラップ&ビルド研修		3
	公募・指名	データ解析・活用研修		1
	公募・指名	民法研修		2
	公募・指名	クレーム対応力研修		2
	公募・指名	自他尊重交渉術研修		1
	公募／R5採用職員	eラーニング		8
派遣研修	公募・指名	市町村国内先進事例研修	市町村振興協会	1
	公募・指名	市町村職員政策研修会		1
	公募・指名	地域活性化センター：地方創生セミナー	地域活性化センター	2
	該当職員	全国地域リーダー養成塾 修了者研修会		1
	該当職員	地域活性化センターOB・OG研修会in北海道		1
	担当職員	令和4年度第2回人材育成に関する連携協定団体推進会議		2
	担当職員	自治体職員のための『改正個人情報保護法』オンラインセミナー	第一法規株式会社	1
	該当職員	厚真町行政視察（グリーンツーリズム先進地視察）	都市経営課	6
	該当職員	揖斐川町派遣・相互		1
	該当職員	(財) 地域活性化センター		1
合 計				545

9. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

①職員の安全衛生管理／令和4年度安全衛生委員会の開催状況

開催日	議題
令和4年8月9日(火)	報告事項: (1)令和3年度時間外勤務実績 (2)有給休暇取得状況 (3)令和3年度ストレスチェック実施結果
令和5年3月20日(月)	報告事項: (1)芽室町職員のハラスメント防止等に関する要綱策定について (2)令和4年度ストレスチェック実施結果

②職員健康診断の実施状況(令和4年度)

区分	対象者	受診者数
総合健診(ドック)	30歳以上の職員	224人
定期健康診断	30歳未満及び総合健診対象外の職員	88人

※総合健診は、30～39歳の職員は隔年で実施し、40歳以上からは毎年受診

※総合健診を受診した者は、定期健康診断は受診しない

③共済組合・福祉協会の事業の状況

区分		内容
共済組合	短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ等に対して必要な給付を行う
	長期給付事業	組合員に対して年金又は一時金の給付に関する事業を行う
	福祉事業	健康保持増進、貯金事業、資金貸付等の事業を行う
福祉協会	福利厚生事業	健康保持増進・保険思想の普及向上等を目的に各種助成・給付を行う
	貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付を行う
	生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う
	医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う

④職員互助組織の運営状況

職員の相互扶助による福祉の増進及び職員の親睦・交流を図るために
職員互助会(土曜会)を組織しています。職員互助会は会員の会費で運営しており、
町からの補助金や助成金はありません。

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

令和4年度公務災害認定 0件

10. 公平委員会の業務の状況の状況

(1)公平委員会の概要

区分	内容
勤務条件に関する措置の審査請求	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を執ること
不利益処分に関する審査請求	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
苦情処理	職員の苦情を処理すること

(2)公平委員会の業務の状況

①勤務条件に関する措置の審査請求

該当ありません

②不利益処分に関する審査請求

該当ありません

③苦情処理

該当ありません